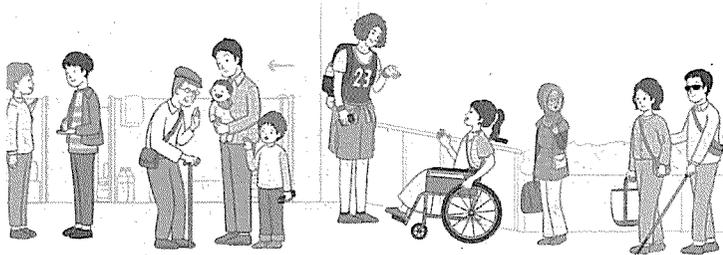


## 赤穂市松原町地区防災計画

ひとりも  
取り残さないために  
～インクルーシブ防災～



令和 5年12月  
松原町自主防災会

## 目 次

1 基本方針（地区防災の基本的な考え方）	1
2 計画対象地区と策定主体	2
(1) 計画対象地区	2
(2) 計画策定主体	2
3 地区の特性と予想される災害	2
(1) 地区の特性	2
(2) 予想される災害	2
4 活動内容	3
(1) 平常時の取組	3
(2) 災害時の取組	4
(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援	4
5 地区の防災対策（具体的な対策）	5
(1) 防災体制	5
(2) 避難所の種類	6
(3) 活動体制	6
(4) 地区の連絡網	7
(5) 防災関連施設	7
(6) 防災資機材等	8
(7) 地区防災訓練の実施	8
(8) 資機材、器具等の点検	9
(9) 要配慮者（避難行動要支援者）への支援体制の整備	9
< 資 料 編 >	
1 松原町防災マップ	10
2 松原町自治会自衛防災隊規約	11
3 松原町自主防災世帯台帳	13
4 松原町自治会（組長）災害時対応マニュアル	14
5 マイ避難カード様式	15
6 松原町自治会自衛防災隊組織編成表	16
7 保有防災資機材一覧表	18
8 松原町自治会役員名簿	19
9 松原町最寄りの避難所概要・近隣地区別人口	20

## 1 基本方針

日本は災害大国と呼ばれるくらい、毎年のように甚大な災害が起っています。現在でも、地震だけではなく台風、豪雨、火山の噴火など多くの災害が起こる危険性を秘めています。

近年の日本で起きた災害について改めて知り、自分の身を守るための対策が必要です。

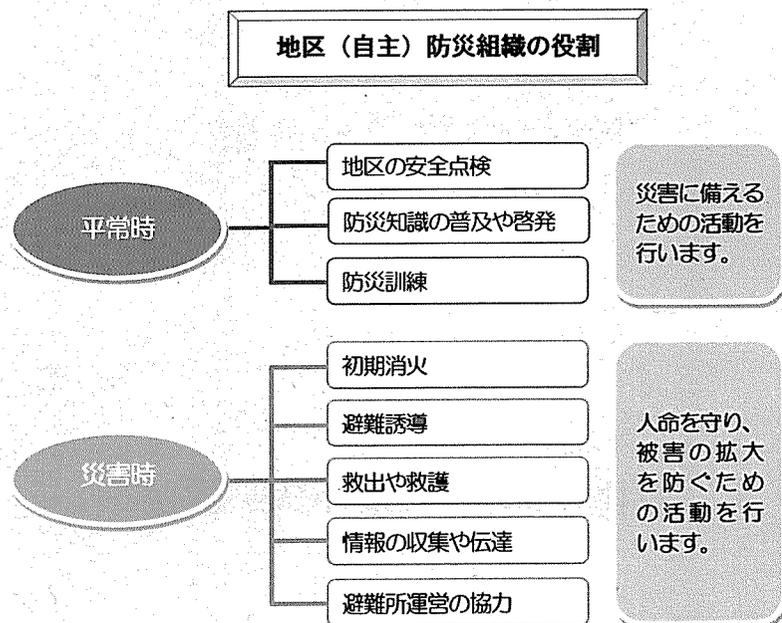
実際に、阪神淡路大震災のときには、地区住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そのようなとき、力を発揮するのが、「地域ぐるみの協力体制」です。

「東日本大震災」の際、被災者の救出に当たって活躍したのは地域の住民等であり、災害時においては、「自助」、「公助」とともに、地域における自主防災組織、ボランティア、企業などが、ともに支え助け合う「共助」が重要です。

私たちの地区では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えて、地区のみならず助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。

この取組を計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範としての「赤穂市松原町地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「自助」、「共助」を着実に実行するため、この計画に基づく施策・事業などに取り組み、地区防災力を高めていきます。



## 2 計画対象地区と策定主体

### (1) 計画対象地区

「赤穂市松原町地区防災計画」は、次表の地区を対象として定めます。

松原町	1番地～13番地
尾崎	3328番地～4021番地

※対象地区は資料編1（松原町防災マップ）参照。

### (2) 計画策定主体

「赤穂市松原町地区防災計画」は、下記の団体が定めます。

団体名称	所 在	世帯数	会員数
松原町自主防災会	赤穂市松原町4番地23	228戸	204戸

※所在は松原町集会所。世帯数等は令和5年3月末現在です。

## 3 地区の特性と予想される災害

### (1) 地区の特性

- ① 標高が低い平地に家屋等が多い地区である。
- ② 耕作地を区画整理された土地である。
- ③ 千種川が土砂による堆積により、天井川となっている地区である。
- ④ 雨水は自然排水が不可能なため、ポンプ施設により強制排水されている。
- ⑤ 地震時には液状化現象が懸念される地区である。
- ⑥ 河川氾濫や台風などによる高潮により、2階以上に避難を必要とする浸水想定されている地区である。

### (2) 予想される災害

- ①集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風により次の被害が想定される。
  - ・千種川の氾濫や堤防の決壊、赤穂大橋の損壊
  - ・千種川の越水により堤防の浸食
  - ・松原地区周辺で家屋への浸水
- ②地震、津波による災害
  - ・家屋の倒壊や火災
  - ・千種川の堤防の決壊、赤穂大橋の損壊
  - ・液状化
- ③暴風（竜巻など）による被害
  - ・家屋や電柱の倒壊

#### 4 活動内容

地域住民の隣保共同による連帯意識に基づき、自主的な防災活動を行い、火災、地震、風水害等その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に、松原町自治会自衛防災隊が平成18年10月に組織されています。本隊の規約(資料編2)及び自治会防災計画に基づき、地区防災計画を推進し、地区防災力を高めていきます。

##### (1) 平常時の取組

自主防災組織や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」の取組は必要不可欠です。

また、いざというときに地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取組めます。

##### ① 松原町自治会として取り組むこと

###### ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災意識の普及や啓発活動を行います。

###### イ 地区の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

###### ウ 防災資機材の整備

防災資機材は、災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

###### エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するための欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

###### オ 松原町自主防災世帯台帳の適正な管理

自治会への新規加入者の自主防災世帯台帳登録依頼、5年毎に全世帯を対象に松原町自主防災世帯台帳(資料編3)の更新を行います。

###### カ 松原町自治会(組長)災害時対応マニュアルの配布

組長としての災害時の備えや、災害時及び災害後の対応について、その役割の概略を明記し(資料編4)、年度ごとの役員改選時に必要に応じて訂正を行い配布します。

##### ② 各家庭で取り組むこと

###### ア 非常用物資等の備蓄

食料や日用品など、1人1週間分、最低でも3日分の備蓄を行う。(水、食料、生活用品など)

###### イ 洪水ハザードマップ及び避難所の確認

浸水想定区域を把握するとともに避難所の位置、適応災害種別を確認する。

避難所までの経路を確認する。(危険な場所などがないか)

###### ウ マイ避難カードの作成

自分自身であらかじめ「いつ」「どこに」「どのように」避難するかを決めておき、いざというときの避難行動に役立てる。(資料編5) マイ避難カード様式参照

###### エ 安否確認方法の確認

緊急時の集合場所を決めておく。

###### オ 家具の転倒防止・家具の配置換え

転倒防止金具の取り付けによる転倒防止措置を行う。

出入口をふさがない位置などに配置換えを行う。

##### (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

###### ① 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達します。また、地区の被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

###### ② 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

###### ③ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

###### ④ 医療救護活動

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

###### ⑤ 避難誘導

地区住民を安全な場所などへ誘導します。

###### ⑥ 安否確認

避難行動要支援者名簿に基づき確認を行います。

###### ⑦ 給食・給水活動

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

##### (3) 要配慮者(避難行動要支援者)等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人(要配慮者(避難行動要支援者))です。こうした要配慮者(避難行動要支援者)を災害から守るため、みんなで協力しながら支援を行っていきます。

この取り組みを着実に進めるため、個別避難計画を定めることが重要です。

###### ① 要配慮者(避難行動要支援者)の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に

障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

② 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

③ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要がある、困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

④ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図ります。

5 地区の防災対策

(1) 防災体制

織名称等	地区の状況		
松原町自主防災会	世帯数：228戸 人口：539人		
1 組織の体制	資料編7（自治会役員名簿）参照		
2 避難場所等	施設名	電話番号	管理者
	松原町集会所		自治会長
	尾崎小学校	0791-42-2108	学校長
	尾崎公民館	0791-42-2139	公民館長
	赤穂高等学校	0791-43-2152	学校長
①避難経路	資料編1（松原町防災マップ）のとおり		
3 緊急時の連絡先	赤穂市役所	0791-43-3201	
	赤穂市消防本部	0791-43-0119	
	赤穂警察署	0791-43-0110	
	赤穂市民病院	0791-43-3222	
	赤穂中央病院	0791-45-1111	
	関西電力相生営業所	0791-22-0730	
	NTT西日本	116	
	災害用伝言ダイヤル（録音時）	171-1-.....	
	災害用伝言ダイヤル（再生時）		171-2-.....
4 AED設置場所	・尾崎公民館 ・尾崎地区体育館 ・尾崎小学校 ・赤穂高等学校 ・兵庫信用金庫尾崎出張所 ・とね歯科クリニック		
5 その他特記事項			

※AED 設置場所は松原町近隣施設です。

(2) 避難所の種類

まずは開設された指定避難所へ避難してください。その後、必要に応じ予備避難所、福祉避難所へ振り分けが行われます。

① 指定避難所

小・中学校など。市が基本的に最初に開設する避難所。

② 福祉避難所

特別な支援を必要とする要配慮者。

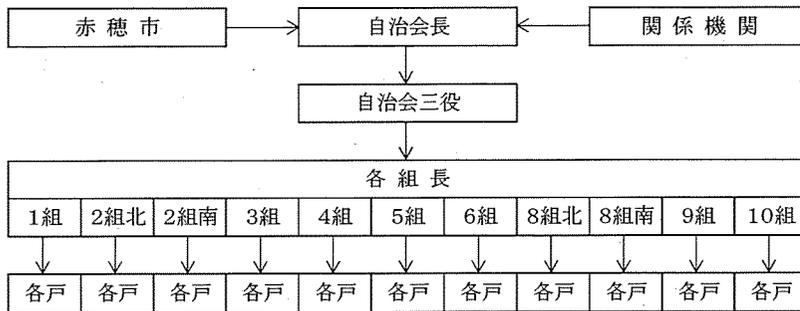
(3) 活動体制

班編成

班名	担当者名	平常時の役割	災害時の役割
総務班（本部）	自治会三役	全体調整 関係機関との事前調整	全体調整 関係機関との調整 被害・避難状況の全体把握 安否情報のとりまとめ 支援物資のとりまとめ
情報班	各組長	啓発・広報	公共機関等からの情報収集・伝達
消火班	各組長	器具の整備・点検	消火栓・消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	各組長	資機材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所等への搬送
避難誘導班	各組長	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	各組長	器具の整備・点検	支援物資の配分、炊出し等の給食・給水活動
福祉班	民生児童委員 福祉推進委員	要配慮者（避難行動要支援者）の支援体制の整備	要配慮者（避難行動要支援者）への支援

※詳細の班編成については、資料編6（松原町自治会自衛防災隊組織編成表）を参照。

(4) 地区の連絡網



(5) 防災関連施設

① 医療機関

種別	名称	住所	連絡先
外科	梶原外科	さつき町35-2	0791-42-9934
整形外科	きっかわ整形外科	尾崎3154-65	0791-43-1811
内科	岩谷内科	尾崎3143-54	0791-45-2888
内科	せの内科クリニック	尾崎3158-6	0791-56-5115
内科	おばた内科・糖尿病クリニック	さつき町12-8	0791-55-9596

② 津波における避難施設

津波からの避難目標地点

名称	住所	連絡先	備考
赤穂パークホテル	さつき町36-12	0791-43-8000	
鹿久居荘	さつき町35-5	0791-42-1130	
赤穂ハイツ	尾崎向山2470-64	0791-48-8935	

※第6防災区(尾崎)を対象

② 要配慮者(避難行動要支援者)施設

福祉避難施設

名称	住所	連絡先	備考
赤穂市総合福祉会館	中広267	0791-42-1397	
赤穂精華園	大津1327	0791-43-2091	
特別養護老人ホーム玄武会ヒルズ	片浜町227	0791-45-1113	
介護老人福祉施設権の家	浜市556-1	0791-46-8282	
特別養護老人ホーム桜谷荘	塩屋3450-38	0791-45-1820	
別養護老人ホーム瀬戸内ホーム	尾崎2470-469	0791-48-8113	
特別養護老人ホーム千種の苑	東有年664-1	0791-49-2887	

※福祉避難施設とは、災害時に、高齢者や障がいのある人など何らかの特別な配慮を必要とする人が避難する施設です。なお、福祉避難所は災害時、必要に応じて開設する二次的避難場所、基本的には最初から利用することはできません。災害が発生した場合は、まず身の安全の確保を最優先に、市が指定する避難所へ避難します。

(6) 防災資機材等

① 保有防災資機材

資料編7(保有防災資機材一覧表)参照

(7) 地区防災訓練の実施

災害発生時に、地区住民が「地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防署等とも連携しながら、次の訓練を中心とした地区防災訓練を毎年度実施します。

① 避難訓練(要配慮者(避難行動要支援者)の支援を含む)

② 情報収集・伝達訓練

③ 応急手当訓練

④ 給食・給水訓練

⑤ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば「地区防災計画」の見直しを行います。

(8) 資機材、器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資機材、器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	組長(輪番)	消火器具の点検(整備)	毎月1回
救出・救護班	自治会三役	防災資機材・救出用器具の点検(整備)	地区防災訓練前
避難誘導班	自治会三役	避難経路の点検(整備)	地区防災訓練前
給食・給水班	自治会三役	給食・給水器具の点検(整備)	地区防災訓練前

※担当者については資料編8(松原町自治会役員名簿)を参照。

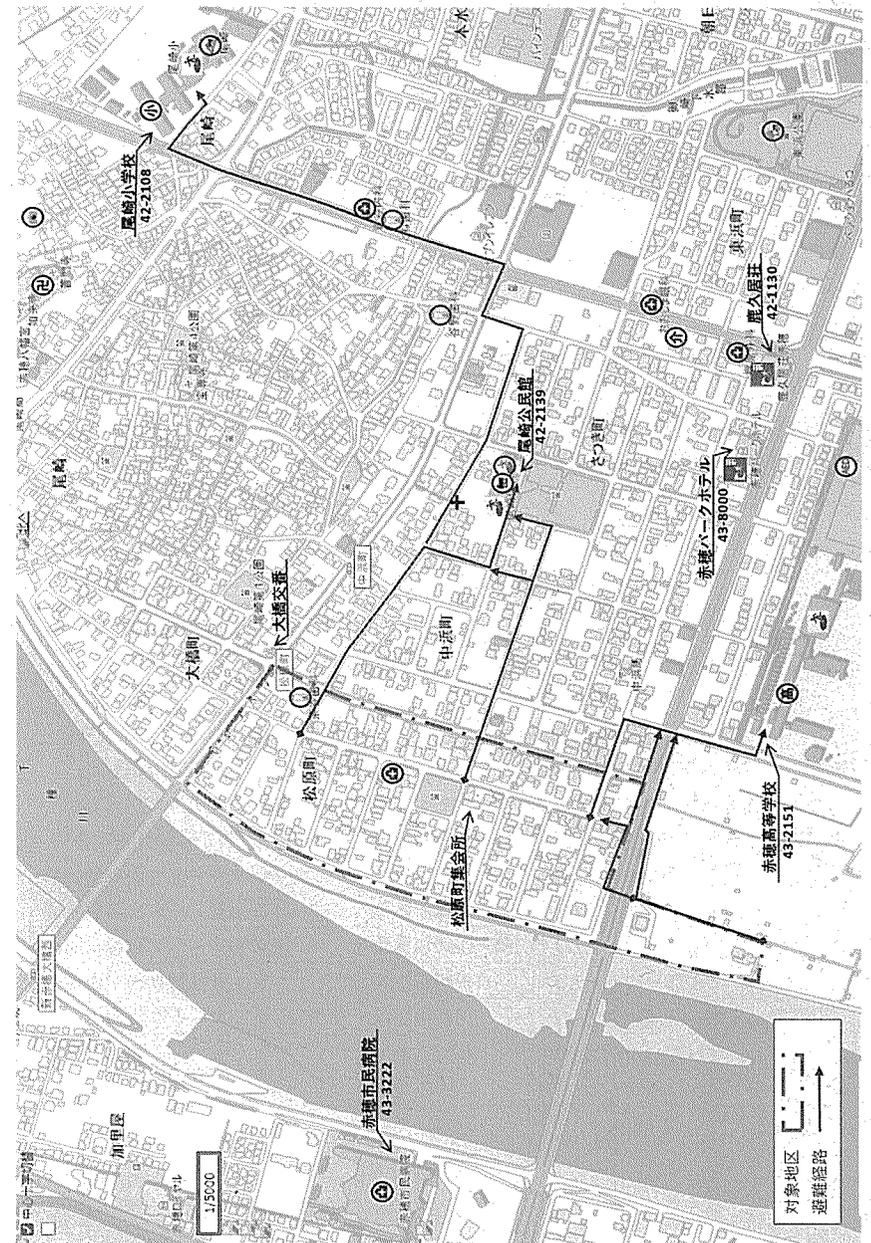
(9) 要配慮者(避難行動要支援者)への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、要配慮者(避難行動要支援者)の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期(目標)
福祉班	民生児童委員 地域福祉推進委員	支援体制・方法の検討・整理	6年度まで
		対象者の把握(市から提供)	6年度まで
		個別避難計画の作成完了	7年度まで
		定期的な個別避難計画の見直し	毎年度

※担当者については資料編9(松原町自治会役員名簿)を参照。

資料編1 松原町防災マップ



## 松原町自治会自衛防災隊規約

### (名称)

第1条 この組織は松原町自治会自衛防災隊(以下「本隊」という。)という。

### (目的)

第2条 本隊は地域住民の隣保共同による連帯意識に基づき、自主的な防災活動を行い、火災、地震、風水害等その他の災害(以下「災害等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 本隊は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火防災意識の高揚と知識の普及に関する事項。
- (2) 災害等発生時における情報の収集・伝達、消火、救出・救護、避難誘導及び給食・給水、避難所運営等支援活動に関する事項。
- (3) 防火・防災訓練の実施に関する事項。
- (4) 防火・防災資機材の整備及び維持管理に関する事項。
- (5) その他本隊の目的を達成するために必要な事項

### (隊員)

第4条 本隊は松原町自治会にある世帯をもって構成する。

### (役員)

第5条 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 1~3名
- (3) 防災リーダー 若干名
- (4) 班長 18名

2 役員は、次の者をもって構成する。

- (1) 隊長 自治会長
- (2) 副隊長 自治会副会長等
- (3) 防災リーダー 消防職団員
- (4) 班長 自治会各組長等

### (役員の仕事)

第6条 隊長は本隊を代表し、災害等発生時には応急対策の指揮をとる。

2 副隊長は隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を代行する。

3 防災リーダーは、消防職団員があたり、平常時の防災意識の高揚、訓練等の助言指導にあたる。

4 班長は隊長、副隊長の命を受け隊員の指揮及び連絡調整にあたる。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、松原町自治会役員の任期に準ずることとし、自治会役員でない者が役員を務める場合の任期は総会にて決定する。

### (会議)

第8条 本隊に総会及び役員会を置く。

2 総会は、毎年1回隊長が招集し、次の事項を審議する。ただし、必要がある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 本隊役員の選解任に関する事
- (2) 防災計画の作成及び改廃に関する事
- (3) 事業計画に関する事
- (4) 規約の改正に関する事
- (5) その他防災活動に必要と認められる事

3 役員会は第5条に掲げる役員をもって構成し、隊長が必要と認めるとき開催し、次の事項を審議し実施する。

- (1) 総会に提出すべき案件に関する事
- (2) その他役員会として審議する必要がある生じた事項

### (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、隊長が役員会に諮り定める。

### (付則)

この規約は平成18年10月10日から実施する。

平成24年 8月 1日一部改正(防災リーダー加筆)

プライバシーの保護に配慮して自治会が責任を持って保管する。

ふりがな) 世帯主 ※	性別 男・女	生年月日		血液型	組名		No. (記入不要)
		大正 昭和 平成 令和	年 月 日		組	業	
住所 赤穂市					美家 朝威 知人 職場 その他		同居人数 ※
電話番号 固定 0791- 携帯 その他					災害で自宅に住むこと ができなくなったりとき の避難先(連絡先)		備考
					避難先 又は 連絡先		
					氏名 住所 電話番号		
No.	性別	続柄	名	生年月日	血液型	要 援 護 状 況	歩行困難(杖たきり 障害の状況など)
1	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
2	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
3	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
4	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
5	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
6	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
7	男・女		( )	大正 昭和 平成 令和 年 月 日	+	必要・不要	(状況)
備考							

松原町自主防災世帯台帳

令和5年度 松原町自治会(組長)災害時対応マニュアル

この災害時対応マニュアルは、組長としての災害時の備えや、災害時及び災害後の対応について、その役割の概略を明記しています。なお、災害発生時は、種類や規模によっては対応が不可能であったり、自分の身の危険を感じた場合は躊躇なく非難してください。

1 日頃からの防災活動の対応について

- ①自治会等が実施する地域の防災訓練等に参加してください。
- ②避難場所や避難経路を確認しておいてください。
- ③災害発生時の避難等に、支援を要する高齢者、障害者、乳幼児等において、特に配慮を要する要配慮者(避難行動要支援者)の把握に努めてください。

2 災害発生時の対応について

- ①災害発生時は、防災行政無線やテレビ、ラジオ等で正確な情報を収集してください。
- ②避難が必要な場合、防災行政無線、広報車等の呼びかけや自治会の連絡網により、自衛防災隊の情報伝達班(各組長)が各戸に避難を呼びかけてください。  
【連絡網】赤穂市 → 自治会長 → 自治会三役 → 組長 → 各戸
- ③避難後、情報伝達班(各組長)は、各組毎に避難者名簿により避難者の人数確認、避難行動要支援者及び負傷者の状況を把握し、自治会三役に報告してください。  
※松原町自治会自衛防災隊組織編成表は、別紙を参照してください。

3 災害発生後の対応について

- ①避難所配備職員・施設職員と協力して、避難所開設、運営の補助を担ってください。

4 指定緊急避難場所及び津波からの避難目標地点

尾崎小学校 尾崎公民館	避難準備・高齢者等避難開始の発令前等に市職員が開設。
赤穂高等学校	休日及び夜間は、松原町・海浜町・中浜町・さつき町自治会長が、所持している鍵で開設。
鹿久居荘 赤穂パークホテル	津波による避難を必要とする場合の避難目標地点。

5 自治会三役連絡先

役職	氏名	固定電話	携帯電話
会長代行			
副会長			
会計			
監事			



メモ

資料編5 マイ避難カード様式

**マイ避難カード** ※コピーして家族分のマイ避難カードが作成できます

▶自宅の浸水想定 ▶自宅の土砂災害

	緊急行動	次善行動
いつ		警戒レベル( )
どこに	避難(宅)	指定緊急避難場所( )
どのように	で(分)	で(分)
誰と	家族(人)で	近所の(さん)と

**避難情報の種類と取るべき行動**

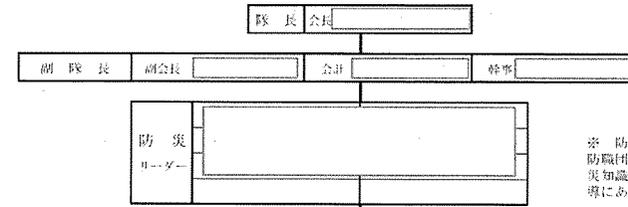
警戒レベル	避難情報等	市民の取るべき行動
5	緊急安全確保 赤穂市が発令	命の危険 直ちに安全確保!
4	避難指示 赤穂市が発令	危険な場所から 全員避難
3	高齢者等避難 赤穂市が発令	危険な場所から 高齢者等は避難
2	大雨・洪水注意報等 気象庁が発令	自らの避難行動 を確認
1	早期注意情報 気象庁が発令	災害への心構えを高める

赤穂市

資料編6 松原町自治会自衛防災隊組織編成表

松原町自治会自衛防災隊組織編成表(その1)

令和5年度

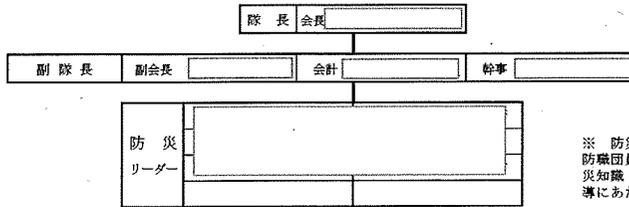


※ 防災リーダーは、消防職員で、平常時の防災知識・訓練等の助言指導にあたる

班編成	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
地域区分	主な任務	情報の収集・伝達 伝達活動	出火防止 消火活動 水防活動	負傷者の救出 負傷者の救護	避難誘導 要援護者支援	炊き出し 食糧・飲料水の 配分
( )は世帯数						
1組 (16)	班長(組長) 班長(前組長) 隊員 (14)					
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
2組北 (19)	班名 班長(組長) 班長(前組長) 隊員 (16)	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
2組南 (26)	班名 班長(組長) 班長(前組長) 隊員 (20)	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
3組 (20)	班名 班長(組長) 班長(前組長) 隊員 (17)	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
4組 (14)	班名 班長(組長) 班長(前組長) 隊員 (12)	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				

松原町自治会自衛防災隊組織編成表（その2）

令和5年度



※ 防災リーダーは、消防職員で、平常時の防災知識・訓練等の助言指導にあたる

班編成	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
地域区分	主な任務	情報の収集・伝達 広報活動	出火防止 消火活動 水防活動	負傷者の救出 負傷者の救護	避難誘導 要援護者支援	炊き出し 食糧・飲料水の 配分
( ) は世帯数	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
5組 (10)	班長 (5組長)					
6組 (22)	班長 (6組長)					
計 (32)	隊員 5組 (9)					
	6組 (20)					
	計 (30)					
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
8組北 (22)	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	班長 (組長)					
	班長 (前組長)					
	隊員 (20)					
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
		※飛岡塾				
8組南 (22)	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
	班長 (組長)					
	班長 (前組長)					
	隊員 (19)					
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				
9組 (18)	班名	情報伝達班	消火班	救出救護班	避難誘導班	給食給水班
10組 (14)	班長 (9組長)					
計 (32)	班長 (10組長)					
	隊員 9組 (16)					
	10組 (13)					
	計 (27)					
	避難施設等	尾崎公民館 赤穂高等学校・JA兵庫西尾崎支店				

資料編7 保有防災資機材一覧表

名称	物資名	数量	備考
松原町集会所	トランジスタメガホン	1	物入
	寸胴鍋 (大)	1	
	寸胴鍋 (小)	1	
	毛布	2	和室
	放送機器	1	和室縁側
	リヤカー	1	
	消火器	1	玄関
	ガスコンロ	1	倉庫
	簡易担架	1	
	水バケツ	5	
脚立	2		
松原公園 (プレハブ倉庫)	テント	1	
	ブルーシート	2	
	スコップ	1	
松原町内	消火器具箱	8	
	消火器	2	
	消火バケツ	4	

令和5年度 松原町自治会役員

令和5年4月1日現在

役 職	氏 名	電 話 番 号	備 考	
会 長				
副 会 長				
会 計				
監 事				
組 長				1 組
				2 組 北
				2 組 南
				3 組
				4 組
				5 組
				6 組
				8 組 北
				8 組 南
				9 組
10 組				
民生児童委員				
地域福祉推進委員				

松原町最寄りの避難所概要

	尾崎小学校	尾崎公民館	赤穂高等学校
指定緊急避難場所	○	○	○
指定避難所	○	○	○
建築物	3階建て	2階建て	4階建て
収容人数（指定避難所）	1,150人	480人	1,500人
距離（松原公園から）	1,200m	600m	600m
徒歩所要時間 ※1	16分	6分	6分

※1 Googleマップ参照(徒歩は1分間に83m進む)

近隣地区別人口

松原町	中浜町	さつき町	海浜町	合 計
539人	499人	797人	320人	2,155人

※令和5年3月末現在